平成３０年（再イ）第９号

名古屋市中川区押元町２丁目６番地　サニーガーデン押元202号

再生債務者　澤井　良之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第２９号

名古屋市北区東水切町４丁目47番地　サンマンションチェリー405号

再生債務者　土屋　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第４１号

名古屋市北区福徳町１丁目５番地　ウインズ庄内305号

再生債務者　佐竹　咲良

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第４号

札幌市西区西野２条５丁目３番21―403号

再生債務者　上野　貴志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月18日

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１５号

札幌市東区伏古13条５丁目11番21―203号

再生債務者　加藤　祥典

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月18日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３９号

長野県塩尻市大字広丘野村1793番地40

再生債務者　中村　隆志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月18日　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（再イ）第２号

岐阜県中津川市中一色町４番58号

再生債務者　原　　達朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月18日

岐阜地方裁判所多治見支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第10号

平成30年５月16日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成30年６月１日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｋ188号

2．名称　東洋計器株式会社

3．住所　長野県松本市和田3967番地10

4．特定計量器の種類　ガスメーター

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第８号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年６月１日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　渡邊　大樹

1．指定する道路の路線名及び区間

路　　線　　名	区　　間
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県市川市高谷2022番24まで

2．指定する期日　平成30年６月２日

3．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年６月１日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

1．(1)の表中、

「

15	東関東自動車道水戸線	東京外環自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から三郷市（三郷南インターチェンジ）まで
		東関東自動車道	市川市（湾岸市川インターチェンジ）から潮来市（潮来インターチェンジ）まで
			鉾田市（鉾田インターチェンジ）から茨城県東茨城郡茨城町（茨城町ジャンクション）まで

」を